

令和 8 年 8 月 31 日

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の変更

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更を認定しましたので、同法第 5 条 4 項の規定により公示します。

	変更前	変更後
名称	創造的職人宿場町福住事業協同組合	—
住所	兵庫県丹波篠山市福住 342－ 3F	—
代表者の氏名	安達 鷹矢	—
事務所の名称	創造的職人宿場町福住事業協同組	—
事務所の所在地	兵庫県丹波篠山市福住 342－ 3F	—
地区	兵庫県丹波篠山市福住、日置、後川、雲部、村雲、大芋	兵庫県丹波篠山市のうち旧篠山町（篠山、八上、畑、城北、岡野、福住、日置、後川、雲部、村雲、大芋）
事業	（１）組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 （２）地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための移住支援事業の企画・実施 （３）組合員のためにする共同宣伝事業 （４）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 （５）前各号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業 （６）前各号の事業に附帯する事業	—
有効期間の満了日	令和 16 年 12 月 16 日	—